

組合業務委託細則

設定 昭和 58 年 3 月 8 日
改正 昭和 62 年 5 月 24 日
改正 平成 14 年 5 月 12 日

(総 則)

第 1 条 この細則は、霧が丘グリーンタウン第四住宅管理組合規約(以下「規約」という。)第 13 条の規定に基づき、理事長が組合業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせるため、規約第 46 条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(委託業務の範囲)

第 2 条 委託し、又は請負わせることのできる範囲は、規約第 10 条第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる業務とする。

(委託等の条件)

第 3 条 理事長は、委託又は請負(以下「委託等」という。)の細部の条件については、理事会の定めるところにより委託し、又は請負わせることができるものとする。

(委託契約等)

第 4 条 理事長は、委託等を決定し、又は変更したときは、あらかじめ、受託者又は請負人(以下「受託者等」という。)と次の各号に掲げる事項を定めた委託契約又は請負契約(以下「委託契約等」という。)を締結するものとする。

- 一 委託等の業務
- 二 委託等の費用(報酬)及びその支払方法
- 三 委託等に関する報告及び監査
- 四 委託等の期間
- 五 その他契約を締結するに必要な条件

(委託等の公示)

第 5 条 理事長は、受託者等と委託契約等を締結したとき又は解約若しくは期間満了により終了させたときは、すみやかに、この旨公示するものとする。

(意見の聴取)

第 6 条 理事長は、委託をする場合、組合員の意見を聞くことができるものとする。

(附 則)

この細則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。